



滝郷小学校だより 令和3年2月1日 第14号

124年ぶり! 2月2日の「節分」

今年の節分は例年よりも1日早い2月2日です。 なぜ、そんなことが起こるのでしょうか・・・。

節分とは、文字通り、季「節」の「分」かれ目のことです。本来は「二十四節気」の立春・立夏・立秋・立冬それぞれの前日を指しますが、冬から春に移る立春は昔から1年の始まりとして重んじられていたため、特に立春の前日が「節分」として広く定着しています。



【疫病退散 今年の恵方は南南東】

二十四節気は地球と太陽の位置関係をもとに、国立天文台が割り出して前年に公表します。例年、立春は2月4日であることが多いのですが、「2021年暦要項」によれば、今年の立春は「2月3日23時59分」と1分だけ2月3日に食い込みました。このため、「立春の前日」と定義されている節分も、1日早まり2月2日となるのだそうです。

地球が太陽を1周するのに365.242189日かかるので、1年365日のカレンダーとは6時間のズレが生じます。これを4年に1度のうるう年でリセットしていますが、それでも端数分のズレが残ってしまいます。そのため、立春は年によって3日や5日になり、それに伴って、節分の日付も変わることになります。

節分の起源については諸説ありますが、平安時代に鬼を払い、疫病を退散させる願いを込めて始まった儀式だったとも言われています。1000年の時代を経た現代を生きる私たちの願いも、疫病退散。



【1周 365.242189日】

今年は、124年ぶりの1日早い節分です。新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、アルコール消毒、ソーシャルディンスタンス等…、新しい生活様式も定着してきました。今後も気を抜かず、収束まで、ご理解・ご協力のほど、よろしくをお願いします。

交通事故防止に向けてのお願い

千葉県では、平成29年4月1日に、「千葉県自転車の安全で 適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。自転車は、 子どもたちにとって最も身近な交通手段ですが、交通ルールや マナーを守らない危険な走行が社会的に問題となっています。 また、自転車利用者が被害者となるだけでなく、加害者となる



自己も発生しており、自転車の安全利用が求められているところです。
本条例では、家庭における自転車交通安全教育の推進や、乗車用へ加

本条例では、家庭における自転車交通安全教育の推進や、乗車用へルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入について、保護者の努力義務が定められています。

本条例の趣旨をご理解の上、ご家庭においても、子どもたちの交通事故防止に向けてご対応いただきますようお願いいたします。

※学校便り「滝郷っ子」は、第13号から滝郷小ホームページ (http://www.edu.city.asahi.chiba.jp/es-takisato/) に、掲載しています。是非ご覧ください。